

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### CRS 制度の改正(速報)

2019年12月17日

2019年12月12日、令和2年度与党税制改正大綱が自由民主党のウェブサイトにて公表された。117ページにおよぶ改正項目の中に、日本でも2017年1月1日よりスタートしているCRS制度についての改正として「非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度等の見直し」が盛り込まれた。ここでは改正内容の速報と、今後改正が予定されているポイントについて概要を記す。なお、今回の改正内容を反映した税法については、例年2月ごろに公表されている。

税制改正大綱の全文は下記より参照されたい。

>>[令和2年度税制改正大綱](#)(自民党ウェブサイト(PDF))

#### 1. 2020年4月1日から適用の改正内容

##### (1) 特定対象者の明確化

現状、特定取引を行う者が特定対象者とされているが、他の者のために当該特定取引を行う場合には、当該他者を特定対象者として居住地国の特定を行うことを明確化することに加えて、CRS上の「事業体」についての定義を設ける。

##### (2) 居住地国の特定手続の変更

以下4点の特定手続の見直しが行われる。

- 民法組合等の居住地国とは、実質的な管理を行う場所の所在地国または地域とする
- 準拠法により故人の遺産が事業体として取り扱われる場合、被相続人の居住地国を特定しなければならない
- 複数の者との間で締結されている既存特定取引においては、特定取引契約資産額の合算の対象とする
- 特定手続実施の結果、非居住者が特定された場合には金融機関は特定から2年間、当該非居住者顧客に対して外国納税者番号等を取得する措置が設けられているが、対象者は報告対象国の居住者に限定される

##### (3) ストックオプションによる株式取引を特定取引に追加

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得にかかる経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)の適用を受けて取得される株式は、現状特定取引から除外されているが、改正後は特定取引の一つとして追加される。

##### (4) 報告回避行為のモニタリング

新しいルールとして、特定取引を行う顧客による行為の主たる目的の一つが、報告事項の提供を回避することである場合には、その行為がなかったものとみなされる。

#### 2. 2022年1月1日から適用の改正内容

##### (1) 新設法人等を特定法人の定義から除外

特定取引を行う法人顧客が特定法人に該当する場合、当該法人の実質的支配者の居住地国の確認が必要である。新規特定取引の締結時には、法人顧客が自ら特定法人であるか否かを判断し、金融機関へ届出書を提出するが、一般的に特定法人には、上場法人やその関係会社、国・地方公共団体や中央銀行等、公益法人・公共法人、報告金融機関、持株会社・財務センター、及び投資関連所得・資産が50%未満となる法人を除く法人が該当する。

今回公表の税制改正によって、以下に該当する法人は特定法人から除外されることとなる。

- 法人設立から2年を経過していない法人
- 報告対象国を除いた、租税条約等の相手国のうち、一定の国又は地域の法令に準拠して設立された一定の外国報告金融機関

##### (2) 状況の変化における対応の義務化

届出書徴求済みの顧客において状況の変化が発生した場合、当該状況の変化が発生した日から3カ月以内に当該顧客の義務として金融機関へ異動届出書の提出が求められているが、改正後は金融機関にも異動届出書を依頼する義務が設けられ、異動届出書が提出されな

い場合、金融機関は当該顧客の居住地国の特定を実施しなければならない。

### **(3) 外国政府出資法人を報告対象先から除外**

特定取引を行う顧客の居住地国にかかわらず、上場法人やその関係法人、国・地方公共団体、報告金融機関等は報告対象から除外されているが、除外範囲として外国政府等が100%出資する一定の要件を満たす法人も追加される。

### **おわりに**

状況の変化に伴う対応や報告回避行為のモニタリング、事業体の定義の追加など金融機関にとっては追加の負担となる可能性がある。今回の改正内容が金融機関における事務手続や顧客対応に今後どのような影響を及ぼすのか、早期に検討する必要がある。金融機関の負担が増える項目は、2022年4月まで猶予期間が設けられた点は、朗報といえよう。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して、専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関に、サービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001